

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
<p>一〇三三五（略）</p> <p>三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一一五グラム以下であること。</p> <p>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、導電板を切断することにより電流を遮断する構造であること。</p> <p>ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ヘ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p> <p>ト 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p> <p>三十七 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。</p>	<p>一〇三三五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>ロ ガス発生剤の量が、硝酸エステルを主とする火薬にあつては〇・〇四グラム以下であり、かつ、硝酸塩を主とする火薬にあつては量が一・八三グラム以下であること。</p>
<p>ハ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。</p>
<p>ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p>
<p>ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p>
<p>三十八 無人航空機用被害軽減パラシュート射出ピストンであつて、次の要件を満たすもの</p>
<p>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二二グラム以下であること。</p>
<p>ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。</p>
<p>ハ 電気点火により、ピストン（最大変位が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。</p>
<p>ニ 本体は、鉄製又はこれと同等以上の強度を有する金属製であること。</p>
<p>ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p>
<p>ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p>
<p>ト 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p>
<p>チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p>

(新設)

三十九 航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器であつて、次の要件を満たすもの

イ 爆薬又は火薬の量が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 爆薬（トリニトロフェニルシニバリウムの爆薬に限る。）の量が〇・〇二八グラム以下であること。

(2) 爆薬（トリニトロフェニルシニバリウムの爆薬に限る。）の量が〇・〇二二グラム以下であり、かつ、火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・〇〇九グラム以下であること。

ロ 電気点火により、キリ（最大変位が七・七ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを放出させる構造であること。

ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ニ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

ホ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。

ヘ 作動後のキリは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

（新設）